

立川競輪開設 75 周年記念競輪及び施設整備等協賛競輪開催に係るイベント演出等
関連業務委託に係るプロポーザル審査委員会における事業者選定審査基準

立川市が公募する立川競輪開設 75 周年記念競輪及び施設整備等協賛競輪開催に係るイベント演出等関連業務委託における事業者選定審査については、次に掲げる方法による。

(1) 審査方法

庁内に設置された「立川競輪開設 75 周年記念競輪及び施設整備等協賛競輪開催に係るイベント演出等関連業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、参加資格を満たした者（以下、「提案者」という。）より提出された企画提案書（プレゼンテーション）・提案者概要について、評価項目に基づき評価・採点し、その総合点をもって事業者を選定する。

ただし、提案見積額が予定価格を超えていた場合は、審査の対象としない。

(2) 審査基準

提案内容について、評価項目に基づき審査・採点し、各委員の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い提案者を委員会の選定とする。ただし、その総合点が基準点（満点の 6 割）に満たない場合は承認しない。

(3) 契約交渉順位

- 1) 契約交渉順位は総合点の高い提案者を第 1 位の契約候補者として選定する。また、第 1 位のものが辞退又は契約時点で資格がないと認めた場合、次に総合点の高いものを第 2 位、その者も同様の場合は、さらに次に総合点の高い提案者を第 3 位と選定する。
- 2) 総合点が同点となった場合は委員会の各委員の投票により、より多くの票を獲得した提案者から順に上位とする。ただし、委員投票の結果が同数となった場合は、委員長が投票した提案者から順に上位とする。

(4) 選定審査表

委員会における審査は、別紙に定める選定審査表により行う。その他は次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 総合点は、項目ごと 5 段階の方法で評価する。
- 2) 総合点は、1) の評価項目ごとに算出する評価点の合計とする。
- 3) 各項目の評価点は、各委員が選定審査表により採点した評価点を、項目ごとに平均（小数点第 3 位以下切り捨て）して算出する。

(5) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

◎評価点（実績及び企画提案内容等 100 点満点）

(ア) 業務実績・体制

- ・ 類似業務の実績
- ・ 専門分野の知識
- ・ 適切な実施（人員）体制

(イ) 企画提案内容

- ・ 場内外装飾企画
- ・ 式典演出企画
- ・ 入場及び場内イベント企画
（新規顧客（若年層・家族層）向け、食イベント、その他場内イベント）

- ・ 広告宣伝企画
(開催告知パンフレット、記念開催プレPR イベント、来場及び購買促進等)
- ・ インターネット環境を利用した購買促進施策
 - ①電話・インターネット投票向け企画
(オフィシャルサイト、民間ポータル、他公営競技、他競輪場等のコラボ企画提案など)
 - ②その他インターネット環境を利用した企画提案
(SNS等を活用したキャンペーンの企画など)
- ・ その他(企画内容の独創性・明確性・適切性等)

評価項目	評価内容
業務実績・体制	類似業務の実績・専門分野の知識
	適切な実施(人員)体制
装飾・式典演出	入場・場内装飾
	演出企画・方法
イベント	場内イベント・来場促進企画
	若年層・家族層向けイベント
	フーディング効果の高いイベント
	その他評価できる点
広告宣伝	開催告知パンフレット・記念開催プレPR イベント
インターネット環境を利用した購買促進施策	電話・インターネット投票向け企画
	その他インターネット環境を利用した企画提案
その他	独創性
	明確性・適切性
合計	